

阿南工業高等専門学校外国人留学生規則

(平成16年4月1日)

(規則第66号)

(趣旨)

第1条 この規則は、阿南工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第55条第2項の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）について必要な事項を定める。

(入学等)

第2条 留学生の入学時期は、原則として学年の始めとし、選考の上入学させるものとする。

(教育課程等)

第3条 留学生の教育課程については、日本語その他基礎学力を養うため、特別に編成された一般教育課程（留学生特別科目）の学習をもって通常の一般教育課程の一部の履修に替えることができる。

(グローバル推進室)

第4条 留学生の指導方針その他必要な事項は、グローバル推進室において処理する。

(留学生指導担当教員)

第5条 留学生の学習及び生活に関して必要な指導助言は、留学生指導担当教員（以下「指導担当教員」という。）が担当する。

(外国人留学生学生相談員)

第6条 留学生の学校生活及び個人生活に助言を与えるため、外国人留学生学生相談員（以下「チューター」という。）を置くことができる。

2 チューターは、本校学生の中から学級担任の推薦に基づき、グローバル推進室長の承認を得て、校長が委嘱するものとする。

3 チューターは、適宜留学生の相談に応ずるとともに、必要に応じて指導担当教員に連絡し、その指導を受けるものとする。

(授業料等)

第7条 国費外国人留学生及び第2条第2号に該当する留学生については、授業料、入学料、検定料の徴収はしない。

(事務処理)

第8条 留学生に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、実施について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校外国人留学生規程（昭和61年4月1日規程第2号）は、廃止する。

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 10 月 13 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 12 月 8 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 14 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。